平成２年那審第１号
漁船幸丸運航阻害事件　〔簡易〕

言渡年月日　平成２年３月２２日
審　判　庁　門司地方海難審判庁那覇支部（大底昇美）
理　事　官　川村和夫

損　　害
起動電流が阻害され主機の始動不能

原　　因
主機の点検整備不十分

裁 決 主 文
　本件運航阻害は、主機始動用電動機のメーンスイッチの点検整備が不十分であったことに因って発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

適　　条
海難審判法第４条第２項同法第５条第１項第３号

裁決理由の要旨
（事実）
船　種　船　名　漁船幸丸
総　ト　ン　数　９トン
機 関 の 種 類　ディーゼル機関
漁船法馬力数　６０

受　　審　　人　Ａ
職　　名　船長
海　技　免　状　一級小型船舶操縦士免状

指定海難関係人　Ｂ
職　　名　船舶所有者

事件発生の年月日時刻及び場所
平成元年１１月６日午前６時３０分ごろ
北緯２３度７分東経１２７度３０分付近

幸丸は、昭和５４年９月に進水したまぐろ延縄漁業に従事するＦＲＰ製漁船で、主機としてＣ社が製造した電気始動式ディーゼル機関を装備していた。

動機の始動用電動機（以下「電動機」という。）の始動装置は、電圧１２ボルト、容量１２０アンペア時の蓄電池２個を直列に接続し、これのプラス側から操舵室の計器盤に取付けられたキースイッチに配線し、同スイッチを始動位置に回すと電動機の上部に取付けられたプルインコイルに電流が流れ、その電磁作用でプランジャが作動してメーンスイッチが入り、そのとき蓄電池のプラス側から同スイッチに配線された電線を経て起動電流が電動機のフィールドコイルとアーマチュアに流れ、アーマチュアに回転力が生じると、アーマチュア軸先端に取付けられたピニオンギヤが押し出されて主機のリングギアにかみ合いクランク軸を回転して主機を始動するようになっていた。

指定海難関係人Ｂは、平成元年９月船長Ｄが都合により下船したことから就航以来甲板員として乗船させていた弟の受審人Ａを船長に繰り上げたが、同指定海難関係人及びＡ受審人は、本船の従業制限が、小型第１種であって、本邦の海岸から１００海里以内で操業しなければならないことを知らなかったため、以来本船は同制限区域外でも操業することがたびたびあった。

電動機は、就航以来点検整備が行われていなかったため、主機始動後、前示キースイッチを停止位置に回すとプルインコイルの電磁作用が消滅し、プランジャを移動させるリターンスプリングの作用でメーンスイッチを遮断する構造となっていたが、同スイッチの接触面が、接、断を繰り返すうち、電流遮断時に発生するアークにより次第に溶損していたから、このままの状態で使用を続ければ遂に接触不良となり、前示フィールドコイルとアーマチュアとに流れる起動電流が阻害され、始動不能に陥るおそれがあったが、Ｂ指定海難関係人は、工場などに点検整備を依頼して同スイッチの接触面の修正を行わせることなく、また、Ａ受審人は、電動機の取扱説明書を読んだことがなく、それについての知識が浅かったこともあって、メーンスイッチの点検整備を十分に行わず、その接触面が溶損していることに気付かないまま主機の運転を続けていた。

こうして本船は、操業の目的をもって、同年１１月２日午前１０時沖縄県糸満漁港を発し、翌３日午後１１時ごろ喜屋武埼南方に至って操業に取り掛かり、こえて６日朝Ａ受審人は、昇橋して投縄準備に入り、主機を始動するため、キースイッチを回したところ、溶損の進んだメーンスイッチの接触面が不良のため、起動電流か阻害され、１１月６日午前６時３０分ごろ北緯２３度７分東経１２７度３０分付近で主機の始動が不可能となった。

当時天候は晴で、風力３の東風が吹き、海上には少し波があった。

Ａ受審人は、始動を５、６回繰り返したり、電動機を開放して掃除を行ったり、配線を直結したりして始動を試みたものの成功せず、蓄電池が消滅するのではないかと不安を抱き、翌７日朝緊急通信を発して漂流中、同日午後１１時３０分ごろ巡視船が来援し、同船に引航されて翌々９日朝那覇新港に引きつけられ、のち電動機は修理された。

（原因）

本件運航阻害は、始動用電動機のメーンスイッチの点検整備が不十分で、同スイッチの電流遮断時に発生するアークによってメーンスイッチの接触面が溶損して接触不良となり、フィールドコイルとアーマチュアとに流れる起動電流が阻害されたため、始動が不可能となったことに因って発生したものであ

る。

（受審人の所為）

受審人Ａが始動用電動機を取扱う場合、取扱説明書にあたってその点検整備を行うべき注意義務があったのに、これを怠り、取扱説明書を読まず、長期間点検整備を行わなかったことは、職務上の過失である。

指定海難関係人Ｂが、始動用電動機のメーンスイッチの点検整備を長期間行わせずに出漁させていたことは本件発生の原因となるが、同指定海難関係人に対しては勧告しない。

なお、Ａ受審人及びＢ指定海難関係人か従業制限を守らなかったことは、船舶安全法違反である。